

認可外保育施設・一時預かり事業・病（後）児保育事業
ファミリー・サポート・センター事業を利用する保護者の方へ

幼児教育・保育の無償化のための申請案内 (子育てのための施設等利用給付)

幼児教育・保育の無償化のために必要となる「子育てのための施設等利用給付認定」の申請の手続き、
施設等利用給付の請求手続きについてのご案内です。

内容をよくご確認の上、申請してください。

軽減となる対象経費

利用料に限ります。

※通園送迎費、食材料費（主食費、副食費等）、行事費などは、引き続き保護者の負担になります。

対象となる児童

利用料軽減の対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれており、軽減の対象となるためには
保育の必要性があること要件とする第2号認定または第3号認定を受ける必要があります。

給付認定 区分	要件	保育の必要性※
第1号認定	満3歳以上の子ども (下記第2号認定・第3号認定子どもは除く)	なし
第2号認定	4月1日時点において3歳以上の子ども	<u>あり</u>
第3号認定	4月1日時点において3歳未満で、 市町村民税非課税世帯に属する子ども	<u>あり</u>

※「保育の必要性」に該当する事由については、別表1を参照してください。

なお、お子さんと保護者が利用開始日時点において、松島町に住んでいる方が申請できます。
(松島町に住民票があることを原則とします。)

支給限度額

下記金額を上限に、認可外保育施設等に要した利用料が支給されます。

・第2号認定 月額 37,000円

・第3号認定 月額 42,000円

※認可外保育施設等を複数利用している場合は、利用料の合計が上限に達するまで支給されます。

※「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)を指します。

「子育てのための施設等利用給付認定」の申請手続き

- ・第2号認定、第3号認定の申請は、担当部署にて受付します。
申請日以降の認定になります。遡っての申請受付は行えませんので、ご注意ください。
- ・申請書類は、担当部署の窓口にて配布しています（町ホームページからのダウンロードも可能です。）

【手続方法】

1.施設利用の1か月以上前を目安に、担当部署へ次の書類を提出してください。

- ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ②保育を必要とする事由を証明する添付書類（就労証明書など別表1参照）
【提出対象者：保護者（父及び母（事実婚の場合を含む）など）】
※証明日から4か月以内のものが有効です。
※兄弟姉妹で2人以上同時申請する場合も1部の提出でかまいません。

2.その後、松島町で審査・認定を行います。

後日、施設等利用給付認定通知書又は施設等利用給付認定却下通知書を郵送します。

施設等利用給付の請求手続き

・利用料は、保護者が幼稚園に一旦全額支払う必要があります。施設等利用給付を受けるためには、別途請求が必要です。

・請求書類は、別添案内予定です。（町ホームページからのダウンロードも可能です。）

・請求の受付は利用する幼稚園等を経由して、原則「**四半期**」ごとに行います。

※**4月から6月までの利用分**は、7月中旬までに請求してください。

7月から9月までの利用分は、10月中旬までに請求してください。

10月から12月までの利用分は、1月中旬までに請求してください。

1月から3月までの利用分は、4月上旬までに請求してください。

【手続方法】

1..認可外保育施設等に、①「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」、②「特定子ども・子育て支援提供証明書」の発行を依頼します。

（子育て援助活動支援事業の場合は、これに代えて「活動報告書」）

2.1で発行された書類を添付して、上記請求時期ごとに「施設等利用費請求書（償還払用）」を記入の上、持参または郵送により担当部署に提出してください。

3.その後、松島町が請求書類等を審査し、請求から概ね1～2か月後の認定子どもの保護者名義の口座へ支給します。

変更があった場合の手続き

施設等利用給付の認定を受けた後でも、他市町村へ転出した場合、認定期間が満了となった場合、保育の必要性の認定に該当しなくなった場合、市町村民税非課税世帯に該当しなくなった場合（第3号認定のみ）等には、無償化の対象から外れ、施設等利用給付を受けることができなくなります。

申請内容に変更があった場合等には、手続きが必要です。

各届出書類については、担当部署へ提出してください。

届出書類は、担当部署より配布しております。（町ホームページからのダウンロードも可能です。）

変更内容	届出書類	提出の締切
<input type="checkbox"/> 申請内容に変更があった場合 （例：住所変更、勤務先変更、家族構成変更、保育を必要とする事由の変更等）	(1)子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (2)変更に係る添付書類	変更が生じる月の前月の20日まで

申請内容に虚偽があった・事実と相違した場合や、申請内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合には、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

問合せ先：町民福祉課こども支援班

TEL：022-354-5798

〒981-0215 松島町高城字帰命院下19番地の1

別表 1

○保育の必要性の認定に該当する事由と添付書類一覧（松島町の場合）

保育の必要性の認定に該当する事由		認定の有効期間	添付書類
①就労（※1）	日常の家事以外の仕事を月60時間以上している場合	最長、就学前まで	就労証明書 （自営業の場合は確定申告書の写し）
②妊娠・出産	母が出産の前後である場合	産前6週から産後8週（※2）	出産予定日が記載された母子手帳の写し
③就学	学校または職業訓練校に在学している場合	通学期間中（※3）	在学証明書、授業のカリキュラム
④病気・障害	病気、けが、心身の障害がある場合	最長、就学前まで （診断書に基づく）	診断書や障害者手帳の写し
⑤介護・看護	病人や心身障害者の看護、介護をしている場合	最長、就学前まで	診断書や療養計画書等
⑥求職活動	求職活動（起業準備を含む）を行っている場合	求職活動期間中	3ヵ月以内に就労証明書
⑦災害復旧	震災・風水害・火災などでその家庭が被害を受けたため復旧にあたる場合	最長、就学前まで	罹災証明書
⑧虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある場合	最長、就学前まで	要相談
⑨育児休業 （既に入園している児童のみ）	育児休業取得時に、既に施設を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	育児休業期間に基づく	育児休業期間が記載された勤務証明書

第2号・第3号認定の場合、有効期間が満了した場合、上記の理由に該当しなくなった場合、預かり保育については、無償化の対象外となります。継続して預かり保育の無償化を希望する場合には、期間満了後も保育を必要とする書類の提出が必要になります。

また、年1回現況の確認を行います（必要書類等については第2号・第3号認定を受けている方対象にご案内する予定です。）